

埼玉県報道長付 会計年度任用職員(広報写真撮影スタッフ)募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 県等が主催する行事の記録写真の撮影
- (2) 知事等への訪問者の撮影
- (3) 県の広報用写真の撮影
- (4) 撮影データの管理

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) デジタル一眼レフカメラの扱いに慣れ、確実に記録が残せる方。
- (2) パソコンを使用して、撮影データの整理ができる方。

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1) 任用期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。
- (2) 勤務日数・勤務時間
原則週5日・週29時間
午前9時00分～午後3時45分（週のうち1日は、午前9時00分～午後4時00分）
※休憩時間: 正午～午後1時(60分)
※勤務日の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇 10日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額: 141,100～171,700円

(時間額:1,123～1,366円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※ 通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※ 加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県報道長執務室

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎1階)

※ 「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※ 令和5年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

6 応募について

(1)応募は、令和5年2月24日(金曜日)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書(写真貼付)及び身上書に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、応募者多数の場合は、早めに締め切ることがありますが、その場合はホームページにてお知らせいたします。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募(写真)」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和5年3月上旬に実施することを予定しております。日時及び場所については、令和5年2月下旬に連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3) 最終結果

令和5年3月上旬頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎2階)

担 当: 埼玉県秘書課総務担当

電 話: 048-830-2035